

保健福祉センター事業概要

令和5年度 実績

～ 保健部門 ～



天王寺区保健福祉センター

令和6年8月

目 次

1. 天王寺区の概要	1
2. 保健福祉センターの概要 (1) 沿革	1
(2) 施設	2
(健康推進関係)	
1. 人口及び人口動態	5
2. 看護学生等実習	7
3. 公害健康被害の補償等	7
4. 在宅医療・介護連携推進事業	7
5. 医 務	7
6. 献 血 推 進 事 業	9
7. 感 染 症 予 防	9
8. 結 核 予 防	9
9. がん予防と生活習慣病予防	11
10. 母 子 保 健	14
11. 栄 養 改 善 事 業	17
12. 原子爆弾被爆者対策	20
13. 特定医療費（指定難病）助成制度	21
(地域活動関係)	
1. 保健師活動	22
2. 精 神 保 健 福 祉	27
(生活環境関係)	
1. 環境衛生	30
2. 食品衛生	32
3. 環境保全	34
4. 狂犬病予防・動物愛護	35

1. 天王寺区の概要

当区域が大阪市となったのは、明治30年4月1日の大阪市第1次市域拡張時です。当初は南区に属し天王寺区としての創設は大正14年4月1日で、大阪市第2次市域拡張が行われた際に南区から独立しました。続いて、昭和18年4月1日で大阪市行政区再編成により22区に分増区され、その際に清堀地区が当区に編入となり、東平地区と松屋町筋以西が南区、浪速区の両区に移り、現在の天王寺区が形成されました。

天王寺区は、大阪市のほぼ中央に位置し、面積は4.84km²、人口約8万人、地勢は西高東低で南北にのびる帯状の上町丘陵と呼ばれる台地にある市街地です。区内には、わが国仏法最初の大伽藍で、聖徳太子創建にかかる四天王寺をはじめ約200の寺院があるほか、神社仏閣の間を抜ける古い参道が昔を今にとどめるなど名所旧跡が多く、学校、図書館、美術館、天王寺動物園など70余の文化施設を有しています。天王寺公園など26ヶ所の公園（面積415,529平方メートル）を有し、信仰の町であると同時に緑の多い文教の町としての性格をもっています。

天王寺区内では、北は清水谷高校付近から南はあべの橋まで「歴史の散歩道」が通り抜けており、史跡を結ぶプロムナードとして整備したものです。散歩道には日本庭園の飛び石を模した「つたい石」が敷かれ、主な交差点には歴史の散歩道のシンボルマークが入った「サイン」が設置され、楽しく史跡散歩ができるようになっています。

JR天王寺駅周辺は、JR関西線、阪和線、環状線をはじめ、地下鉄御堂筋線、谷町線、近鉄南大阪線、阪堺電車上町線など交通網が発達し、大阪でも有数の繁華街を形成しており、大阪の南玄関口として賑わっています。また、上本町は、地下鉄千日前線、阪神なんば線、近鉄大阪線及び奈良線が連絡し、あべの橋に次ぐターミナルであるとともに、周辺は大阪の新しい文化、情報の交換等の場として、豊かな歴史と伝統を生かしながら、創造性溢れる文化が育つまちとして、より一層の発展が期待されています。

2. 保健福祉センター（保健部門）の概要

（1）沿革

昭和16年3月17日	厚生省許可
昭和17年6月23日	浪速区下寺町3-19に区内の保健指導機関として発足
昭和18年4月1日	町名変更 天王寺区下寺町3-19
昭和20年3月14日	空襲により焼失
昭和20年4月9日	天王寺区真法院町91に移転
昭和23年9月1日	保健所法の改正により機構を充実、天王寺区、南区を管轄、南区役所内に南支所をおく
昭和26年8月4日	天王寺区東平野町5-8に独立庁舎を新築移転、同時に南区にも庁舎が建設され、南支所は分離して南保健所となる。
昭和45年9月14日	庁舎の老朽化に伴い、改築のため、北山町27五条小学校分校内に移転
昭和46年4月24日	上汐4-3-2に新庁舎完成、移転。
平成12年4月1日	機構改革に伴い、保健センターに改称。
平成15年4月1日	機構改革に伴い、保健センター、福祉事務所、健康福祉サービス課を再編し、保健福祉センターとなる。（現在は天王寺区役所保健福祉課）

(2)施設

保健福祉センター

所在地

大阪市天王寺区真法院町20-33 天王寺区役所2階

保健福祉センター分館

所在地

大阪市天王寺区上汐4-3-2

土地

1,481.19平方メートル

建物

本館

鉄筋コンクリート造

2階建

建築面積

627.5 平方メートル

延床面積

1158.3 平方メートル

1 階

562.9 平方メートル

2 階

595.4 平方メートル

附属建物

鉄筋コンクリート造

平屋建

建築面積

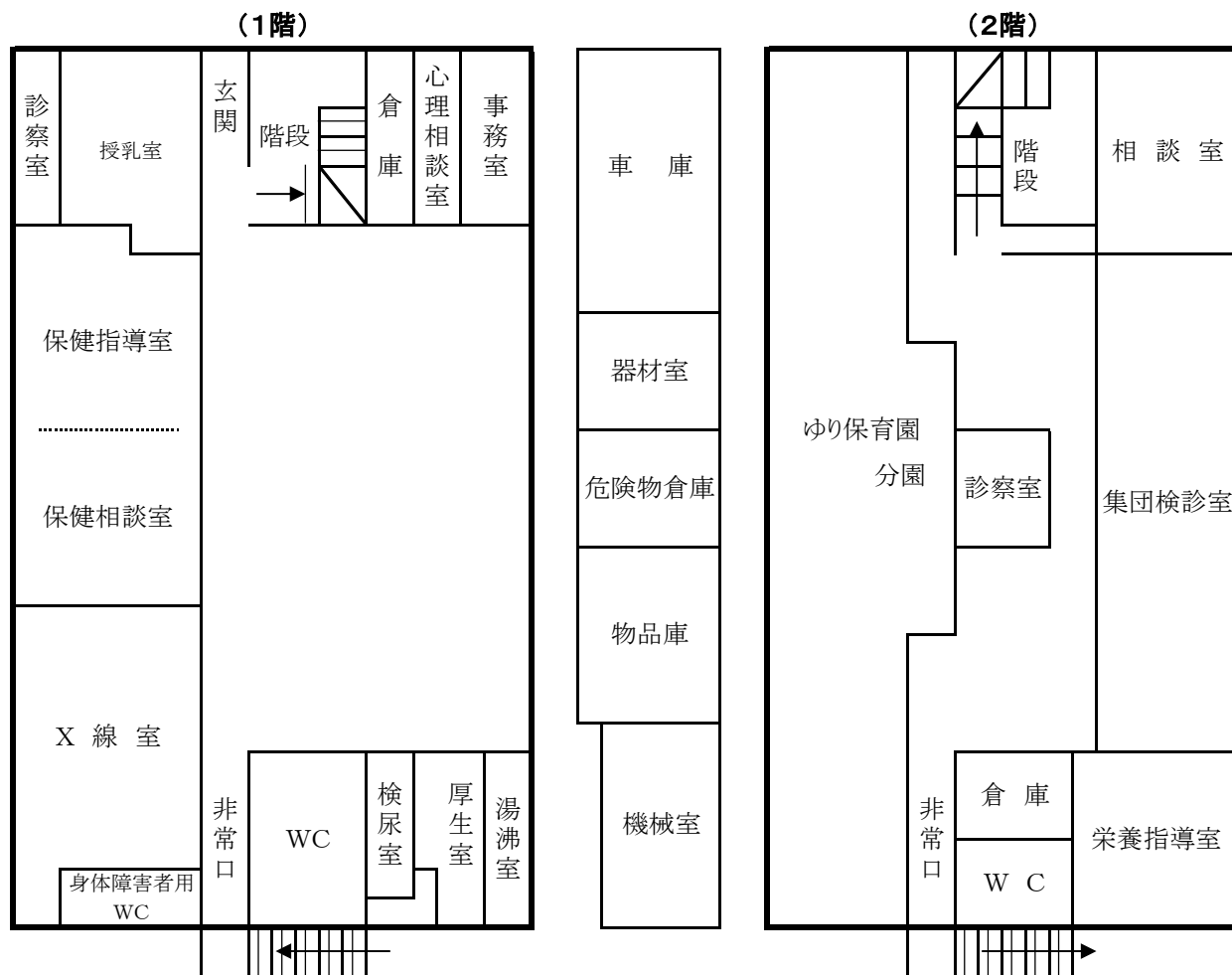
183.4 平方メートル

延床面積

167.3 平方メートル

(自動車庫、器材庫、機械室等)

平面図(保健福祉センター分館)





天王寺区保健福祉センター定例事業案内



種 類		曜 日	受付時間等	問合せ先
乳幼児関係等	3か月児健診	第 4 火	対象者に個別通知します。	6774-9882
	1歳6か月児健診	第 3 火		
	3歳児健診	第 2 火		
	離乳食 講習会 (5～7か月児対象)	第 1 金 (予約制)	午前10時00分～11時00分 予約は、右記の電話番号まで。	6774-9968
	マタニティ教室	第1・2・3金 (予約制)	午後1時30分～3時30分 予約は、右記の電話番号まで。	
	地域ふれあい子育て教室「ぷちももてん」 (1～3か月児対象)	第2水 (予約制)	午前10時30分～11時30分 予約は、右記の電話番号まで。	
	地域ふれあい子育て教室「ももてんひろば」 (4か月～1歳児未満対象)	第3水 (予約制)	午後1時30分～3時00分 予約は、右記の電話番号まで。	
発達相談	第4月 (予約制)	相談希望の方は、 右記の電話番号まで。		
4・5歳児 発達相談	偶数月 第1月 (予約制)			
がん検診等	大阪市国民健康保険特定健診(40歳以上)	開催日のみ (予約不要)	午前9時30分～11時00分 検診開催日程は、 広報紙等でご確認ください。	6774-9882
	後期高齢者医療健康診査			
	大腸・肺がん(40歳以上)	開催日のみ (予約制)	開催日程は、 広報紙等でご確認ください。 予約は、右記の電話番号まで。	
	乳がん(40歳以上)			
	骨 粗 し ょ う 症(18歳以上)			
	歯 科 健 康 相 談	開催日のみ (予約不要)		
感染症	結 核 健 診	開催日のみ (予約不要)	開催日程は、 広報紙等でお知らせします。	6774-9882
栄養	食 生 活 相 談	第 1 火 (予約制)	午前9時30分～11時00分 予約は、右記の電話番号まで。	6774-9882
精神保健	精神科医による精神保健福祉相談	予約制	相談等ご希望の方は、 電話でお問い合わせのうえ、 予約してください。	6774-9968
	地域生活向上教室	第 2 木 (予約制)		
	家 族 教 室	第 4 木 (予約制)		
保健	保健師による健康相談	月～金	午前9時00分～午後5時30分	6774-9968

※各事業の日程は、祝日等の場合一部変更になることがあります。開催場所等の詳細については、事前にお問い合わせ下さい。

※各種集団健診(検診)について、当日悪天候の場合中止となりますのでご注意ください。(詳細は裏面に記載)

所在地

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号 TEL 06-6774-9882 (健康推進)
TEL 06-6774-9968 (地域保健活動)

天王寺区保健福祉センター分館
〒543-0002 大阪市天王寺区上汐4丁目3番2号
※分館は、乳幼児健診業務等の実施時以外は閉庁していますので、ご利用できません。

天王寺区保健福祉センター及び分館



天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」東へ約500mまたは、
JR環状線「桃谷」西へ約800m

天王寺区保健福祉センター（分館）
地下鉄谷町線・千日前線「谷町九丁目」南東へ約700m
地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」北東へ約400m

※各種集団健診（検診）の中止について（令和5年4月1日現在）

7：00時点で暴風・特別警報あり	午前の健診（検診）は中止
11：00時点で暴風・特別警報あり	午後の健診（検診）は中止
16：00時点で暴風・特別警報あり	夜間の健診（検診）は中止

1. 人口及び人口動態

(1) 人口推移

(天王寺区)

年	世帯数	人口	1世帯当り (人)	人口密度 (km ²)	備考
H 2	23,054	55,821	2.42	11,629	H 2.10 国勢調査
H 7	23,813	55,611	2.34	11,586	H 7.10 国勢調査
H12	26,890	58,812	2.19	12,253	H12.10 国勢調査
H17	30,965	64,137	2.07	13,362	H17.10 国勢調査
H22	34,730	69,775	2.01	14,536	H22.10 国勢調査
H27	38,058	75,729	1.99	15,646	H27.10 国勢調査
R2	42,163	82,140	1.95	16,973	R 2.10 国勢調査

(大阪市)

H22	1,317,990	2,665,314	2.02	11,981	H22.10 国勢調査
H27	1,354,793	2,691,185	1.99	11,949	H27.10 国勢調査
R2	1,469,718	2,752,412	1.87	12,216	R 2.10 国勢調査

(2) 人口動態総覧 (令和4年確定数)

区 分		天 王 寺 区	大 阪 市
出 生 数	実 数	666	18,399
	人口千対	7.9	6.7
死 亡 数	実 数	678	34,239
	人口千対	8.0	12.4
乳 児 死 亡 数	実 数	1	32
	出生千対	1.5	1.7
新 生 児 死 亡 数	実 数	1	16
	出生千対	1.5	0.9
死 産	総 数	実 数	396
		※②出産千対	21.1
	自 然	実 数	161
		※②出産千対	8.6
	人 工	実 数	235
		※②出産千対	12.5
周 産 期 死 亡	総 数	実 数	75
		※①出産千対	4.1
婚 姻 数	実 数	526	16,488
	人口千対	6.2	6.0
離 姻 数	実 数	136	5,052
	人口千対	1.6	1.8

乳 児 死 亡……………生後1年未満の死亡

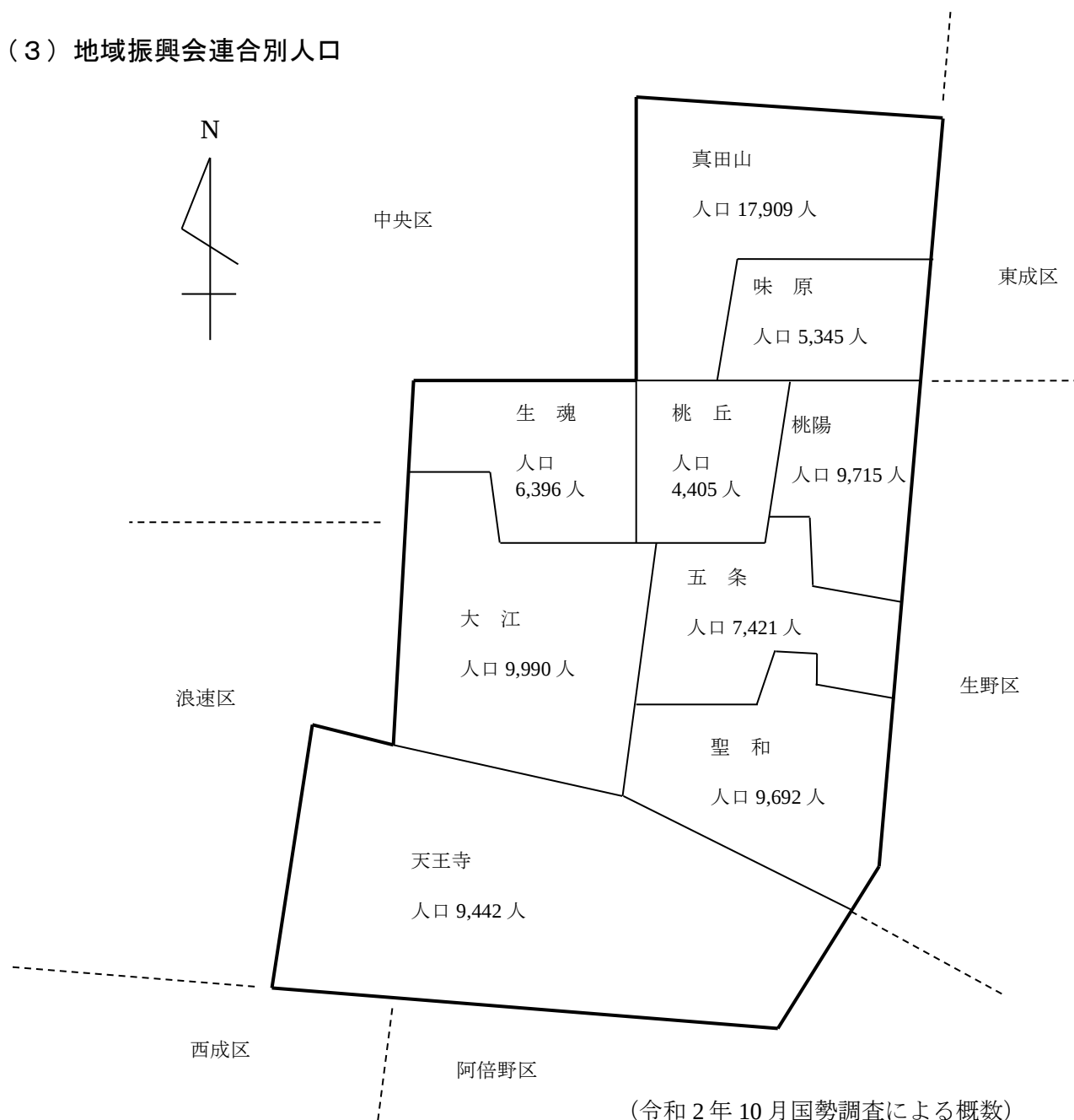
新 生 児 死 亡……………生後4週未満の死亡

早期新生児死亡……………生後1週未満の死亡

※①……………出生＋死産

※②……………出生＋妊娠満22週以後の死産

(3) 地域振興会連合別人口



(4) 主要死因死亡数、死亡率（令和4年）

死 因	天 王 寺 区	
	死 亡 数 （ 人 ）	比 率 （ % ）
悪 性 新 生 物	161	23.7
心 疾 患	92	13.6
脳 血 管 疾 患	34	5.0
肺 炎	25	3.7
自 殺	12	1.8
肝 疾 患	10	1.5
そ の 他	344	50.7
計	678	100

比率＝死因別死亡数÷全死亡数

2. 看護学生等実習

年度	対 象	延人員
5	看護、保健、栄養、歯科衛生士 関連 5 校	73

3. 公害健康被害の補償等

昭和49年9月1日から、公害健康被害補償制度が実施され、当区域も、昭和50年12月19日から、本制度の該当地域に指定されました。この制度は、大気汚染の影響によって生じた健康被害について、その損失を補うための補償（医療費の全額負担、障害補償費、児童補償手当、療養手当などの給付）を行うとともに、健康の回復と保持増進に必要な事業が進められています。その後、昭和63年3月1日付で公害健康被害補償法が公害健康被害の補償等に関する法律に改められ、地域指定が解除され、新規認定は認められなくなりました。

（1）公害健康被害認定状況

（令和5年度末現在：人）

天 王 寺 区				大 阪 市	
認 定 数	取消数累計			年度末現在	年度末現在
	治癒等	死 亡	府県市変更	認 定 数	認 定 数
359	159	136	18	46	5,505

（2）疾病別認定患者数

（令和5年度末現在：人）

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん気	肺 気 腫	計
15歳以上	3	42	0	1	46

（3）等級別患者数

（令和5年度末現在：人）

	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
15歳以上	0	0	3	25	16	44

4. 在宅医療・介護連携推進事業

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現をめざします。

平成27年には、介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築を図る地域支援事業の包括的支援事業として、新たな「在宅医療・介護連携推進事業」の実施をはじめとした取組みの強化・充実が図られ、天王寺区においても国が定めた8項目に取り組んでいます。

5. 医 務

(1) 医療施設数

(令和5年度末現在：件)

病 院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
8	166	79	26	334	33	3

(2) 医療施設関係許可・届出等件数

(令和5年度末現在：件)

施設種別	区分	許可	届出	登録
病 院		22	22	
一 般 診 療 所		14	64	
歯 科 診 療 所		2	37	
助 産 所		0	3	
施 術 所			89	
歯 科 技 工 所			3	
衛 生 検 査 所				1
合 計		38	218	1

(3) 立入調査実施件数

(件)

年度	区分	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所	計
令和5		9	28	6	1	19	1	0	64

(4) 医療従事者関係各種申請書受理件数

(令和5年度：件)

免許種別	申請区分	免許申請	籍訂正	再交付	抹消
医 師		21	30	3	3
歯 科 医 師		6	5	2	1
保 健 師		10	8	2	
助 産 師		1	3		
看 護 師		114	69	8	
理 学 療 法 士		4	2		
作 業 療 法 士		1	2		
放 射 線 技 師		2	2		
臨 床 検 査 技 師		2	3		
そ の 他			1		
合 計		161	125	15	4

6. 献血推進事業

献血によって輸血用血液をはじめ血液製剤を確保するため、当区においては、昭和 55 年 10 月 1 日に献血推進委員会が設置されましたが、平成 24 年 6 月 21 日付けで大阪市献血推進協議会が廃止されたことに伴い、献血推進委員の委嘱期間が終了した平成 26 年 3 月 31 日付けで廃止しました。

しかしながら、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第 5 条には、地方公共団体の責務として「献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない」と定められていることから、引き続き啓発物品の配布などにより、献血推進の呼びかけに努めてまいります。

7. 感染症予防

感染症の発生は、生活環境の改善や医学の進歩及び予防接種等の充実によって減少傾向となっておりますが、新たな感染症等に対応するため、これまでの伝染病予防法などを廃止し、平成 11 年 4 月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

保健福祉センターでは、患者発生時の疫学調査や消毒指導などの防疫対策を実施しています。

(1) 感染症届出状況（新型コロナウイルス感染症を除く。）（令和 5 年度：件）

疾患名	件数	疾患名	件数
腸管出血性大腸菌感染症	10	後天性免疫不全症候群	2
日本脳炎	1	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
レジオネラ症	1	侵襲性肺炎球菌感染症	9
アメーバ赤痢	2	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8	梅毒	31
日本紅斑熱	1	デング熱	1
水痘	2	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
麻疹	8	播種性クリプトコックス症	1
風疹	1	合計	82

(2) 予防接種

各種予防接種は、取扱医療機関で個別実施しています。

D T	四種混合	B 型肝炎	MR	ロタウイルス	小児肺炎球菌	ヒブ感染症	水痘	日本脳炎	子宮頸がん	季節性インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
503	2,830	2,003	1,431	1,480	2,648	2,646	1,311	2,736	75	8,820	629

（令和 5 年度：人）

8. 結核予防

保健福祉センターでは、結核患者の治療、入院などについて管理指導を行うとともに、家族等への感染予防を目的とした健診を実施しています。これらの結核管理健診や患者家族健診は、委託医療機関でも受診できる体制をとり、受診機会の確保に努めています。

また、区内住民を対象に結核健康診断を保健福祉センターで実施し、結核の予防に努めています。

(1) 登録患者

(令和5年末現在：人)

年	登録患者	新登録患者
5	25	8

(2) 結核健康診断

(人)

対 象	X線 (デジタル)	発 見 患 者	ツ 反	I G R A
一 般 市 民	54	0		
患 者 家 族	6	1	0	1
患者管理健診	5	0		
合 計	65	1	0	1

(3) 結核医療費公費負担

結核の早期治療の推進と医療中断防止のため、結核医療費の公費負担を行っています。結核
診査協議会の診査結果は、次のとおりです。

ア 一般患者 (感染症法第37の2条)

(人)

内容 対象	申 請	合 格	承 認
健 保 本 人	2	2	2
健 保 家 族			
生 活 保 護	1	1	1
国民健康保険	2	2	2
後期高齢者医療	6	6	6
合 計	11	11	11

イ 入院勧告患者の医療 (感染症法第37条)

(人)

申請 (承認)		不承認	入院勧告の解除			
新規・再	継 続		死 亡	事 故	軽 快	その他
2	1	0	0	0	0	0

9. がん予防と生活習慣病予防

大阪市民のがんによる死亡は、死因の第 1 位であり、全国同様男女とも死亡率が高くなっています。このため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善が健康に及ぼす影響など、がんについての正しい知識の普及と胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん検診による早期発見・早期治療の推進等を目的とした「大阪市がん予防推進条例」（平成 23 年大阪市条例第 46 号）を平成 23 年 10 月 1 日に施行しています。

また、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病が増え続けています。生活習慣の改善を目的とした一次予防の推進に努めるとともに、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とした特定健診や特定保健指導などの二次予防を平成 20 年 4 月から実施しています。

《一次予防》

- * 「栄養・食生活」：生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む『食育』の推進
- * 「身体活動・運動」：運動習慣の定着
- * 「たばこ」：喫煙率の減少や各種疾患の予防に向けた啓発の推進 など

《二次予防》

- * 「特定健診」：40 歳から 74 歳までが対象、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査。

（1）検診の種類と対象年齢等

検診の種類	対象年齢	検診費用	検診内容
胃 が ん 検 診	50 歳以上の方	500 円	胃部 X 線撮影（造影）
		1,500 円	胃内視鏡検査
大 腸 が ん 検 診	40 歳以上の方	300 円	免疫便潜血反応検査
肺 が ん 検 診	40 歳以上の方	無料	胸部 X 線撮影
※50 歳以上の喫煙ハイリスク		400 円	喀痰細胞診検査
乳 が ん 検 診	30 歳代の女性 取扱医療機関のみで実施	1,000 円	視触診及び超音波検査
	40 歳以上の女性	1,500 円	マンモグラフィ
子 宮 頸 が ん 検 診	20 歳以上の方	400 円	子宮頸部細胞診検査
前 立 腺 が ん 検 診	50, 55, 60, 65, 70 歳の男性	1,000 円	PSA 検査
骨 粗 しょう 症 検 診	18 歳以上の方	無料	踵骨超音波測定法（QUS 法）
特定健診（大阪市国民健康保険加入者が対象）			
特 定 健 診	40 歳から 74 歳までの方	基本項目 無料	身長、体重、BMI、腹囲、診察、血圧、血液検査（脂質、血糖、肝機能、腎機能）、BMI、尿検査（蛋白、糖）
	医師が必要と判断した方	詳細項目 無料	貧血検査、眼底検査、心電図

（受診間隔等）

- ・胃（X 線）・大腸・肺・乳（超音波）がん、骨粗しょう症検診は年度中 1 回の受診。
- ・乳（マンモグラフィ）・胃（内視鏡）・子宮頸がん検診は 2 年に 1 回の受診。

(2) 各種検診の受診状況

(令和5年度)

	実施区分等	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮がん	乳がん	前立腺がん	特定健診
天王寺区	保健福祉センター		259	177		224		
	医療機関	479	1,318	1,192	4,678	2,209	200	
	計	479	1,577	1,362	4,678	2,433	200	2,379
	対象人数	45,206	45,206	45,206	36,855	25,181	2,337	8,977
	受診率	1.8	3.5	3.0	12.7	9.7	8.6	26.5
大阪市	保健福祉センター		9,770	7,837		12,476		
	医療機関	19,796	54,041	46,545	115,907	53,566	5,548	
	計	19,796	63,811	54,382	115,907	66,042	5,548	82,939
	対象人数	1,615,622	1,615,622	1,615,622	1,223,537	852,174	86,310	328,136
	受診率	2.1	3.9	3.4	9.5	7.7	6.4	25.3

※子宮頸がん検診受診率＝{ (前年度受診者) + (今年度受診者) - (2年連続受診者) } / 対象人口 × 100

乳がん検診受診率＝{ (今年度超音波受診者) + (前年度マンモ受診者) + (今年度マンモ受診者) - (2年連続受診者) } / 対象人口 × 100

(3) 各種がん検診の判定結果別状況

(ア) 胃がん検診

50歳以上の方を対象に取扱医療機関で実施しています。

《胃部X線検査判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
医療機関実施	320	305(95.3%)	15(4.7%)

《内視鏡検査判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
医療機関実施	166	137(82.5%)	29(17.5%)

(イ) 大腸がん検診

40歳以上の方を対象に保健福祉センター及び取扱医療機関で実施しています。

《判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	便潜血検査陰性	要精検
保健福祉センター実施	254	244(96.1%)	10(3.9%)
医療機関実施	1,379	1,274(92.4%)	105(7.6%)
合計	1,633	1,518(93.0%)	115(7.0%)

(ウ) 肺がん検診

40歳以上の方を対象に保健福祉センター及び取扱医療機関で実施しています。

検査は、胸部エックス線検査を受診者全員に実施し、ハイリスク者(※)には喀痰検査も実施しています。

※ハイリスク者

・50歳以上で喫煙指数(1日あたりの喫煙本数×喫煙年数)が600以上の方

《判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
保健福祉センター実施	97	94(96.9%)	3(3.1%)
医療機関実施	1,168	1,074(92.0%)	94(8.0%)
合 計	1,265	1,168(92.3%)	97(7.7%)

(エ) 子宮頸がん検診

20歳以上の女性を対象に取扱医療機関で実施しています。

なお、受診間隔は2年に1回となっています。

また、令和5年度も、「がん検診推進事業」として、基準日に住民基本台帳及び外国人登録台帳に登録されている一定の年齢の方に対して、検診費用が無料になるクーポン券を送付しました。

《判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
医療機関実施	2,371	2,315(97.6%)	56(2.4%)

(オ) 乳がん検診

30歳代の女性を対象に超音波検査を、また40歳以上の女性を対象にマンモグラフィ検査を、保健福祉センター及び取扱医療機関で実施しています。

受診間隔は、超音波検査については毎年、マンモグラフィ検査については2年に1回となっています。

なお、令和5年度も、「がん検診推進事業」として、基準日に住民基本台帳及び外国人登録台帳に登録されている一定の年齢の方に対して、検診費用が無料になるクーポン券を送付しました。

《超音波検査判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
医療機関実施	404	385(95.3%)	19(4.7%)

《マンモグラフィ検査判定結果》

(令和4年度)

実施区分	受診者数	異常なし	要精検
保健福祉センター実施	90	83(92.2%)	7(7.8%)
医療機関実施	975	898(92.1%)	77(7.9%)
合 計	1,065	981(92.1%)	84(7.9%)

(カ) 骨粗しょう症検診

寝たきり等の原因ともなる骨粗しょう症を予防するため、18歳以上の方を対象に骨粗しょう症検診を保健福祉センターで実施しています。

《判定結果》

(令和5年度)

実施区分	受診者数	正常域	経過観察域	要精検
保健福祉センター実施	423	202(47.7%)	169(40.0%)	52(12.3%)

10. 母子保健

母子保健対策は、昭和 41 年に母子保健法が施行されて以来、母子保健向上のため、母性から乳幼児に至るまで一貫した保健指導を行っています。

- 妊娠の届出と母子健康手帳の交付
- 妊産婦、乳幼児への保健指導と健康診査
- 母親教室や育児教室を通じた、妊娠、出産、育児に係る正しい知識の普及
- 未熟児、新生児、妊産婦に対する保健師等による訪問指導
- 未熟児、小児慢性特定疾病児等の医療費等公費負担制度

(1) 妊娠届と母子健康手帳の交付

「母子保健法」に基づき妊娠の届出をした方に対して、母子健康手帳を交付します。

母子健康手帳は妊娠・出産・育児に関する母と子の一貫した健康記録であるとともに、保護者の育児に関する指導書となるものです。手帳交付時に、保健師が妊娠・育児についての相談や指導を行っています。

令和 5 年度 交付数 7 4 0 件

(2) 保健指導状況

- 助産師による訪問指導状況

令和 5 年度 新生児訪問件数 5 3 1 件

(3) 健康診査事業

ア 妊産婦健康診査

妊産婦健康診査は、おなかの赤ちゃんの発育をみるだけでなく、さまざまな検査を通して妊産婦とおなかの赤ちゃんの健康を守る大切な機会です。この健康診査を受けることで、病気などを早期に発見し、早期に対応することで安心して出産を迎えることができ、産後のうつ予防や新生児への虐待を予防します。

母子手帳別冊～妊産婦健康診査受診手帳には 1 6 回分の妊婦健康診査受診票、4 回分の超音波検査受診票、2 回分の産婦健康診査受診票及び、それぞれ 1 回分の新生児聴覚検査受診票、乳児一般健康診査受診票が綴ってあります。

イ 出生前小児保健指導

出産予定日時点で 20 歳未満の妊婦及びその配偶者に対し小児科医で乳児の健康上の注意や育児に関する指導、助言を受けることのできる紹介状及び指導票を交付しています。これにより小児科医の確保や出産後の育児不安を軽減し児童虐待の抑制に努めています。

ウ 先天性代謝異常等検査

心身の発育を妨げる先天性代謝異常症や先天性甲状腺機能低下症等を早期に発見するため、生後 4～6 日目に足の裏からごく少量の血液を採取して検査します。

大阪市では市内で出生した赤ちゃんを対象に医療機関で検査を実施しています。

(検査費は公費負担、採血料は自己負担)

エ 乳児一般健康診査

出生後の乳児が健康で順調に発達しているか、治療の必要な病気がないか等を早期に発見するために、大阪府内の委託医療機関において無料で前期（1～2 か月）と後期（9～11 か月）の2回受診できます。

オ 新生児聴覚検査事業

平成31年1月1日以降に出生した原則生後1か月以内の新生児に対し行う自動聴性脳幹反応検査、耳音響放射検査のいずれかのうち、初回検査分の費用を下表のとおり助成します。

自動聴性脳幹反応検査（自動ABR検査）	4,020円（上限）
耳音響放射検査（OAE検査）	1,500円（上限）

カ 産後ケア事業

退院直後、母親の心身ケアや育児サポートの支援が必要な母子を対象に大阪府が委託した業者よりショートステイ、デイケアのサービスを各サービス共に7日を限度として、また、アウトリーチは3回を限度に1日（1回）あたり下表の自己負担額で利用できます。このことにより、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図っています。

	ショートステイ	デイケア	アウトリーチ
市府民税課税世帯	4,250円	1,500円	500円
市府民税非課税世帯、生活保護世帯	2,500円	1,000円	無料

キ 出産・子育て応援交付金事業

令和5年2月22日より全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴走型相談支援と、経済的支援として出産・子育て応援給付金の支給（出産応援給付金5万円、子育て応援給付金5万円）を一体的に実施しています。

（4）医療費等公費負担制度

ア 小児慢性特定疾病医療費

児童福祉法に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等へ、治療方法に関する研究等に資する医療費の公費負担を行っています。

イ 結核児童の療育給付

結核にかかっている児童が学びながら療養するため指定養育医療機関に入院した場合、医療費の免除と日用品、学習用品等が支給されます。

ウ 未熟児養育医療

母子保健法に基づき、出生体重が2,000グラム以下並びに生活力が特に薄弱であり、入院養育が必要なものに医療費の公費負担を行っています。

エ 不妊検査費・治療費助成

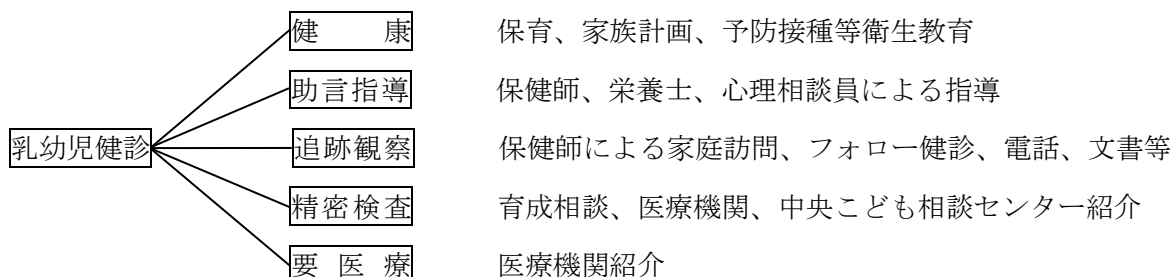
不妊治療をしている方で、令和5年4月1日以降に開始した不妊症の診断・治療計画を立てるにあたっての検査費用の一部を助成します。また、保険診療の体外受精や顕微授精などと併せて実施した先進医療費用の一部を助成します。

（5）乳幼児健康診査

乳幼児健診は、生後 3 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象として個別通知のうえ各々毎月 1 回実施し発育状況の把握や疾病の早期発見につとめるほか、必要に応じ、医療機関、こども相談センターなどで精密検査を実施し、適切な治療、指導を受けられるよう連携しています。

1 歳 6 か月児、3 歳児については、精神発達のチェック及び心理相談などとともに歯科検診を併せて実施し、う歯の早期発見、予防など保健指導を行っています。

なお、3 歳児については、令和 4 年度から眼の屈折検診を実施しています。



ア 3 か月児健診実施状況（令和 5 年度） (人)

該当数（イ）	呼出し数	受診数（ロ）	受診率（ロ／イ）
681	681	645	96.5%

イ 1 歳 6 か月児健診実施状況（令和 5 年度） (人)

該当数（イ）	呼出し数	受診数（ロ）	受診率（ロ／イ）
678	678	645	95.1%

ウ 1 歳 6 か月児歯科健診実施状況（令和 5 年度） (人)

受診者	むし歯のある者	むし歯の総本数	1 人当たり むし歯の数	不正咬合 のある者	口腔軟組織疾 病のある者
645	6	22	3.6 本	56	135

エ 3 歳児健診実施状況（令和 5 年度） (人)

該当数（イ）	呼出し数	受診数（ロ）	受診率（ロ／イ）
748	748	715	95.6%

オ 3 歳児歯科健診実施状況（令和 5 年度） (人)

受診者	むし歯のある者	むし歯の総本数	1 人当たり むし歯の数	不正咬合 のある者	口腔軟組織疾 病のある者
715	22	27	1.2 本	96	87

カ 3 歳児健康診査 屈折検査実施状況（令和 5 年度） (人)

開設数	来所者数	実施者数	実施者のうち 所見あり者の数	未実施者数	測定 不能者数
12	714	701	36	9	4

キ 発達相談

発達相談は心身発達上の追跡観察を必要とする乳幼児に対し、一定の日時を定め、専門医によるフォロー健診と保健指導を行い、乳幼児の健康管理に努めています。

実施回数	3 か月児健診	1歳6か月児健診	3 歳 児健診	保健師による健康相談等	計
12	52	15	18	14	99 (人)
	52.5	15.2	18.2	14.1	100 (%)

ク 4・5歳児発達がい相談

4・5歳児発達障がい相談は保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で発達障がいの疑いのある3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児に対し、一定の日時を定め、専門医によるフォロー健診と保健指導を行い、乳幼児の健康管理に努めています。

実施回数	養育者	通所施設	3歳児健診のフォロー	発達相談のフォロー	保健師による相談	その他	計
8	0	4	0	0	0	1	5(人)
	0	80	0	0	0	20	100(%)

(6) 乳幼児発達相談体制強化事業

発達障がいのある子どもと養育者が、速やかに診断や医療に繋がる相談を受けることができ、早期の養育や適切な保育・教育等につながることが求められています。そのために、医師、保健師、心理相談員による専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、保健福祉センターにおける支援体制を確保することを目的として実施しています。

	1歳6か月児健診	3 歳 児健診	発達相談	4・5歳児発達相談	常設相談	計
相談件数	55	63	0	5	178	301 (件)

11. 栄養改善事業

平成12年度に、健康寿命の延伸とQOL（生活の質）の向上を目標とした21世紀の国民健康づくり運動として「健康日本 21」が打ち出され、大阪市でも「すこやか大阪 21」を策定するなど、生活習慣病予防が一層重視される時代となっています。

食生活とこれらの生活習慣病は深い関連があり、正しい食生活のあり方を日常生活に浸透、定着させることが、住民の健康を保持増進していくうえで極めて重要です。

こうした観点に立って各種事業を通じ、母子から高齢者にいたるまで、栄養や食事の大切さを普及啓発しています。

(1) 健康増進法関係

ア 母子栄養指導

妊婦教室、乳幼児健診（3 か月児・1歳6か月児・3歳児）、離乳食講習会、発達相談、地域ふれあい子育て教室等において指導を行っています。

イ 一般栄養指導

食生活相談日の開設

健康と食生活に関する個別の相談に応じるため月3回の個別指導を行っています。

ウ 外食栄養管理推進事業

平成8年度より大阪市では外食利用者が適切な食事の選択に役立てるように、また、食事面で配慮の必要な人が外食時にも適切な食生活管理ができるよう、栄養成分表示等の健康・栄養情報の提供を行っています。

エ 健康教育

40歳以上の方を対象に生活習慣病の予防、健康の保持・増進

等のため地域健康講座の他、ライフステージ別の健康教育を実施しています。

また、個別指導として、療養上の保健指導が必要であると認められる方やその家族等に対して、訪問栄養指導を行っています。

(2) 国民の健康づくり地方推進事業

ア 健康講座保健栄養コースの開催

健康増進対策の一環として、合理的な栄養のあり方、適切な運動と休養、健康管理など、具体的な知識及び方法について習得した健康づくりのリーダーを養育し、食生活を中心とした健康自主管理の方法の浸透を図り、健康水準を高めることを目的とし、毎年開催しています。

イ 地区組織活動の育成

健康講座保健栄養コースの修了者で組織されている「天王寺区食生活改善推進員協議会」は、地域での健康づくり活動をめざし、食生活改善リーダーとして連携しています。その主な活動は次表のとおりです。

食生活改善推進員協議会の主な普及啓発活動状況（令和5年度）

活動の種類	活 動 名 称	回数	参加人員
各 種 講 習 会	生涯骨太クッキング	1回	13名
	おやこの食育教室	1回	19名
	スキルアップ事業	3回	78名
	キッズクッキング	1回	43名
	ジュニアクッキング	1回	42名
	男性料理教室	1回	8名
	子育て支援サークル	1回	18名
	合計	9回	221名
各 種 食 生 活 展	歯の健康展	1回	100名
	区民まつり	1回	400名
	みんなの健康展	1回	130名
	子育て愛あいフェスティバル	1回	50名
	合計	4回	680名
そ の 他	健康講座保健栄養コース開閉講式	2回	16名
	文化のつどい	1回	14名
	ボッチャ大会	1回	107名
	合計	4回	137名

(3) 介護保険法関係

65歳以上の方を対象に、生活習慣病を予防するとともに、低栄養状態を予防するため、栄養改善を内容とした講座を開催し、高齢者が活動的な生活を送ることができるよう食生活面からの支援をしています。

(4) 食育基本法関係

食育活動を効果的に推進していくためには、家庭での取り組みだけでなく、地域の関係機関や関係団体が一体となって、それぞれの立場で推進していくことが重要です。

そこで第4次大阪市食育推進基本計画に基づき、地域の教育・保育関係者や各団体等が連携し、食育の推進が図れるようネットワークづくりを行っています。

(5) 対象別指導状況

(人)		(人)		
個 別 指 導		集 団 指 導		
対 象	延 人 員	対 象	回 数	延 人 員
母 子	3 3 8	妊 産 婦	1 2	8 1
食 生 活 相 談	4 2	乳 幼 児	3 2	6 6 6
外 食 栄 養 管 理 推 進	0	健康講座保健栄養コース	9	6 4
学 生 実 習	3 9	地 区 組 織 活 動 育 成	1 5	2 2 0
訪 問 栄 養 指 導	1	食 育 推 進 事 業	2	3 2
食 育 推 進 事 業	0	社 会 復 帰 相 談	0	0
計	4 2 0	外 食 栄 養 管 理 推 進	4	6 4
		地 域 健 康 講 座	2	1 6
		食 育 講 座	2 1	3 4 9
		高 齢 者 (向 け) 健 康 教 室	7	1 3 8
		計	1 0 4	1 6 3 0

1 2．原子爆弾被爆者対策

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、毎年 5 月・10 月に健康診断を実施し、被爆者の健康の保持増進を図っています。

また、健康管理手当をはじめとする各種手当の申請、及び届け出等のおお府への経由事務を行っています。

(1) 各種申請等の状況

(件)

年度	令和 5
健康 管理 手 当 認 定	0
一 般 疾 病 医 療 費 支 給	0
葬 祭 料 支 給 申 請	0
被 爆 者 居 住 地 変 更	0
介 護 保 険 利 用 等 助 成	1
そ の 他	0
合 計	1

(2) 被爆者健康診査

(人)

年度		対 象 者	回 数	受 診 者 数	要精検者数
令和 5	春	1 3	1	2	0
	秋	1 2	1	2	0

1 3．特定医療費（指定難病）助成制度

難病のうち、国が指定する疾病（指定難病）にかかっている患者に対する、良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、医療費助成を実施しています。

医療費助成の対象疾病については、難病法施行時、平成26年12月まで特定疾患治療研究事業の対象となっていた53疾病を含む110疾病が対象となり、平成27年7月には306疾病、平成29年4月には330疾病、平成30年4月には331疾病へ拡大されました。また、令和元年度には333疾病へと拡大され、令和5年度は338疾病が指定されています。

（1）特定医療費（指定難病）助成制度申請者数

年度	受付数
令和5	836

（2）保健指導

難病患者の在宅療養生活が継続できるよう、医療・福祉等との連携を図りながら、在宅療養条件の整備、患者家族の健康維持等の相談指導を実施しています。

年 度	訪 問	面 接 ・ 相 談
令和5	22件（延べ32件）	302件（面接228件・電話74件）

1. 保健師活動

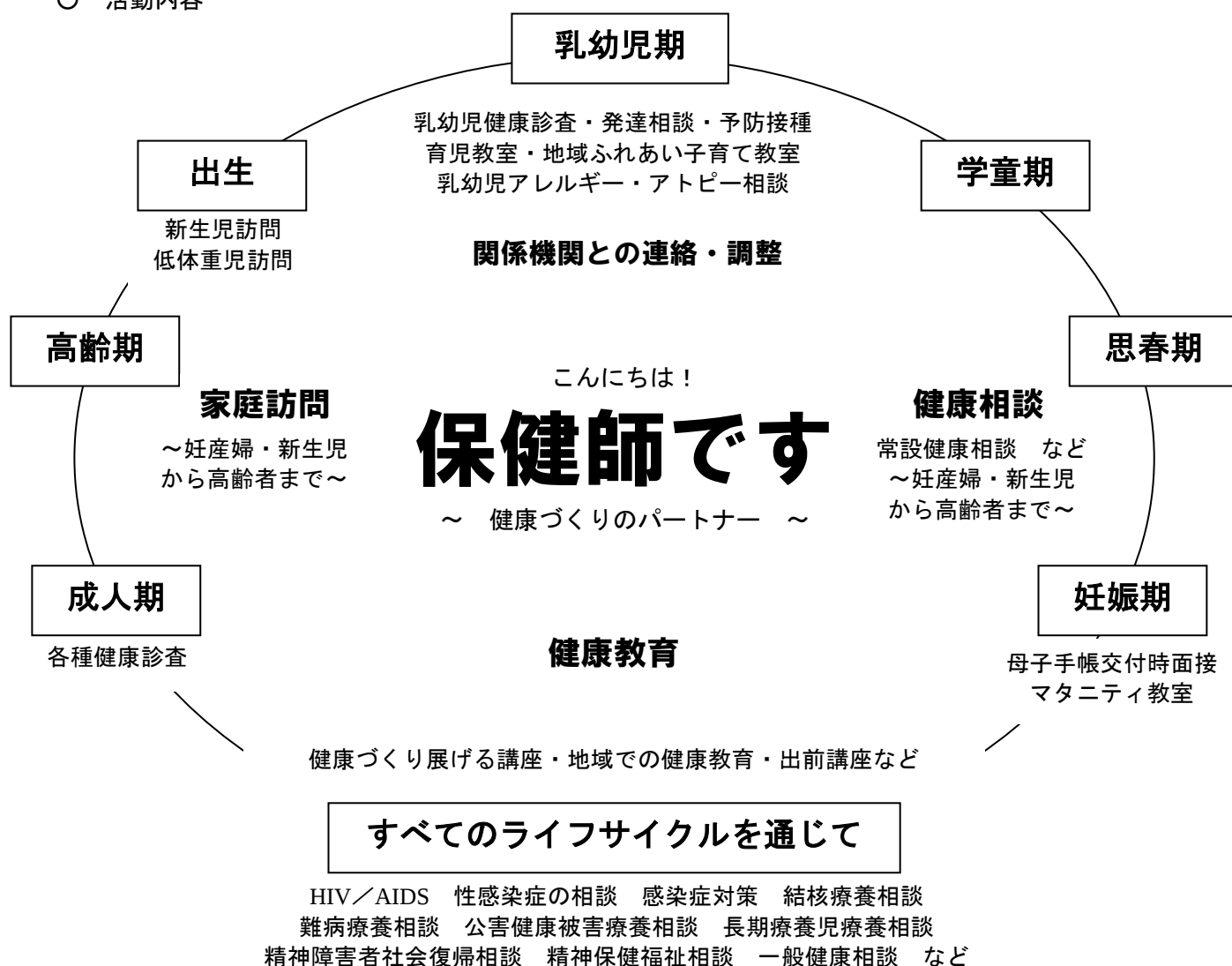
少子高齢社会を迎え、安心して子育てが出来ること、生涯を通じて健康に自立して生活出来る期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばし、生活の質の向上を図ることが求められています。

保健師は、地域住民の健康の保持・増進、疾病予防と早期発見、社会復帰等の分野で、地域の関係機関及び各関係職種との連携を図りながら、保健福祉センター内外で健康相談・健康教育・自助グループの育成及び家庭訪問等広範囲にわたって活動しています。

そして、地域の人々が身体的にも精神的にもより健やかに暮らせるよう、連合別に地区担当制をとることで、全てのライフサイクルを対象にした一貫性のある支援に取り組んでいます。

また、心の健康については、精神保健福祉相談員が相談窓口となり、関係機関と連携しながら精神疾患の早期発見、早期治療、再発予防、精神障害者の社会適応、社会参加への支援を行い、精神保健に関する正しい知識と理解を深めるための普及啓発活動を行っています。

○ 活動内容



○ 業務内容別活動割合

(令和5年度)

訪問	健康相談 保健指導	健康診査 予防接種	集団健康 教育	地域組織 活動	担当地区 の 地区活動	コーディネ ーター	施設管理 組織マネ ジメント	人材 育成	健康危 機管理	業務連絡 その他
10.0	42.0	3.7	7.4	4.2	2.1	6.2	10.5	9.2	3.7	1.0

(100%)

(1) 健康相談

健康相談は、地域住民のニーズの把握、疾病の早期発見、早期治療及び健康生活の保持増進のために役立つことを目的として実施しています。

保健師は、医師、栄養士、心理相談員、放射線技師、臨床検査技師及び事務職員とそれぞれ連携し、健康診断や保健指導を行い、健康づくりや疾病の予防及び治療等について、日常生活に役立つ具体的な援助を行っています。

ア 常設健康相談

いつでも気軽に健康に関する相談をしていただけるよう常設相談窓口を開設し、面接や電話による相談に保健師が応じています。

(令和5年度)

区分	感染症 (結核含)	精神 (思春期含)	生活 習慣 病	公害 (認定)	難 病	長期 療 養 児	妊 産 婦	乳 幼 児	高 齢 者	そ の 他	計
面接	17	10	13	0	128	20	1,001	972	3	2	2,266
電話	6	141	2	0	1	0	32	103	10	5	309

イ 地区健康相談

地域住民の生活の場で、より多くの人にご利用いただけるよう地域に出向いて相談窓口を開設し、血圧測定を行うなど保健師による健康相談を実施しています。

(令和5年度)

実施回数	指導数	場 所
26	328	各地域の会館、老人憩いの家など

(2) 家庭訪問

担当地区別に家庭訪問を実施し、家庭や地域の社会資源の状況に応じた具体的な支援を行っています。また、介護保険制度・障害者自立支援法の導入により、専門的判断を要する認定調査が必要な場合は、調査員と同行訪問をしています。

<家庭訪問指導状況>

(令和5年度)

種 別	結 核 ・ 感 染 症	精 神	生 活 習 慣 病	妊 産 婦	乳 幼 児	長 期 療 養 児 病	高 齢 者	健 康 増 進	そ の 他	計	不 在 ・ 不 明	計
延 人 員	52	4	0	251	294	49	86	17	0	753	116	869
%	6.9	0.5	0	33.3	39.0	6.5	11.4	2.3	0	100%	—	—

(3) 健康教育

健康教育は、健康に関する正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らで守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資するために行っています。

(令和5年度)

項 目	開 設 回 数	受 講 者 数 等
マ タ ニ テ イ 教 室	28回	192人
育 児 教 室	1回	5組×2人(10)
地 域 健 康 講 座 (高 齢 者)	131回	4,381人
地 域 健 康 講 座 (壮 年 期)	41回	446人
合 計	201回	5,029人

ア 地域ふれあい子育て教室（予約制）

地域等において養育者や子どもどうしの交流をすすめる場づくりや心身の健康に関する情報交換などを行うため、地域ふれあい子育て教室を実施しています。

本事業は、地域子育て支援センター等と連携しながら運営しています。

(令和5年度)

教 室 名 称	開 催 場 所	開 設 回 数	参 加 組 数
ぷちももてん	保健福祉センター	12回	58組
ももてん	同上	12回	82組
多胎児	同上	2回	10組
合 計		26回	150組

イ 健康づくり展げる講座

地域において、活動的な85歳を目指して、生活習慣病予防と介護予防について学び、自らの生活の中で運動や認知症予防などを実践し、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発していけるような人材を育成するために、講義と実習を行い、6回中3回以上の出席者に修了証を交付しています。また令和元年度から、講座終了1か月後に振返りの講座を開催しました。

令和5年度は25名が受講し、15名に修了証を交付しました。

No.	実施日時	講師	内容	参加者数
第1回	10月30日(月) 10:00～12:00	医師 管理栄養士	<開講式> 講義「生活習慣病と認知症」 講義「美味しく食べて元気な身体」	16
第2回	11月8日(水) 14:00～16:00	健康運動指導士	講義・実技「椅子で簡単ストレッチ」	16
第3回	11月20日(月) 10:00～12:00	歯科衛生士	講義・実技「健口生活ははじめましょう」	15
第4回	11月27日(月) 10:00～12:00	ゆうあい 保健師	講義「認知症サポーター養成講座」 講義「脳トレで若返り」	15
第5回	12月4日(月) 10:00～12:00	ニッタイ株式会社	講義・実技「身体のゆがみチェック」 講義・実技「体力測定に挑戦」	15
第6回	12月11日(月) 10:00～12:00	保健師、 夕陽の会会長 あっぷる天王寺会長	<閉講式> 講義「フレイル予防で災害対策」	16
振り返り 講座	2月7日(水) 10:00～12:00	保健師	講義・実技「百歳体操について」 「もてん講座終了後の活動の共有や交流の 時間」	11

ウ あっぷる天王寺（健康教室修了者の会）

平成20年9月から、保健福祉センター主催の各講座修了者に対し、講座終了後の修了者自身の健康保持増進や修了者間の交流を図り、将来地域で健康づくり・介護予防の担い手として活躍できるよう、継続支援を行うことを目的として実施しています。

令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）は延95人の参加がありました。

実施日時	内容	従事者	参加者数
4月26日(水)	今後の活動について いきいき百歳体操	保健師	6
5月30日(火)	区内ウォーキング	保健師	9
6月29日(木)	区内ウォーキング	保健師	10
7月24日(月)	区内ウォーキング	保健師	7
8月22日(火)	健康運動指導士からの話	保健師 健康運動指導士	7
9月27日(金)	区内ウォーキング	保健師	9
10月27日(木)	区内ウォーキング	保健師	8
11月27日(月)	区内ウォーキング	保健師	6
12月26日(火)	1年間の振り返り 区内ウォーキング	保健師	8

令和 6 年 1 月 19 日(金)	栄養士からの話 次年度計画	栄養士 保健師	6
2 月 29 日(木)	区内ウォーキング	保健師	10
3 月 18 日(月)	防災担当者の話	保健師 防災担当者	9

(4) 地区組織の育成

天王寺区健康づくり推進協議会「夕陽の会」

「夕陽の会」は昭和 63 年 2 月に、天王寺保健所が実施する寝たきり予防教室の修了者により、寝たきり予防及び家庭介護の技術向上と介護予防、健康で明るい地域社会づくりに寄与することを目的に発足しました。その後社会環境の変化と共に、講座名や会の名称も変更になり、「生活習慣病予防・健康づくり」へと活動の幅が広がり、歩育、体操や指先を使って脳の活性化を図ることなどに積極的に取り組み、健康づくりのリーダーとして自主的に活躍しています。

「歯の健康展」「みんなの健康展」「健康講座」や「区民まつり」などの行事において健康づくりの啓発活動をおこなっています。また、大阪市の「すこやかパートナー」として団体登録し活動しています。

現在「夕陽の会」会員数は 35 名（令和 6 年 3 月現在）です。

2. 精神保健福祉

近年地域精神保健福祉の必要性が重視されています。社会環境の複雑化や高齢化とともに、家族や地域社会あるいは学校や社会のストレス、精神疾患や薬物・アルコールその他の依存症、老人性疾患などの心の健康問題が深刻化しています。

保健福祉センターは、地域における心の健康や精神障がい者の保健福祉に関する相談に応じています。関係機関と連携しながら精神疾患の予防、早期発見、早期治療、再発の予防、精神障がい者の社会適応、社会参加への支援をしています。また、精神保健に関する正しい知識と理解を深め、精神疾患に対する偏見、差別をなくすための普及啓発活動を行っています。

(1) 精神保健申請・通報・市長同意業務等対応状況

区分 年度	障がい者手帳所持者数	自立支援医療費 (精神通院) 受給者数	警察官通報件数	市長同意書発行件数
5	949	1,648	13	10

(2) 精神保健福祉相談の件数

(ア) 相談、訪問、電話による精神保健福祉相談 (令和5年度) () 再掲

	実人員	延 人 員								計
		老人精神 (認知症)	社会復帰	アルコール	薬 物 (覚醒剤)	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	その他	
相談	126	15 (1)	10	26	2 (2)	0	33	36	133	255
訪問	28	3 (1)	0	8	3 (1)	0	6	5	36	61
電話		4 (0)	0	31	12 (1)	4	19	34	167	271

(イ) クリニックによる精神保健相談 (令和5年度) () 再掲

老人精神 (認知症)	社会復帰	アルコール	薬 物	思春期	心の健康 づくり	うつ・ うつ状態	その他	計
4 (0)	0	3	0	0	4	10	16	37

(3) 地域生活向上教室（コスモス会）

回復途上にある精神障がい者が、ミーティング、手工芸、軽スポーツ、料理、レクリエーション、SST等の集団的な関わりをとおして、日常生活のリズムを取り戻し、生活圏の拡大や対人関係の改善、仲間づくり、自信、意欲の回復により、家族や周囲の人との生活を円満にし、生活できるよう支援しています。

8回 延 10人

(4) 家族教室

精神障がい者の家族が、病気についての正しい知識や情報、接し方、家族の役割等を勉強し、家族の交流を深め、家族自身が生き生きとした生活ができるよう支援します。

12回 延 62人

(5) 健康教育

地域住民が心の健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進ができるよう、また精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し、理解を深めるための正しい知識の普及を行っています。

実施状況

(令和5年度)

内 容	対 象	回 数	参加人員
こころの健康づくり	一般	1	5

(6) 連絡会議

精神保健福祉相談・社会復帰・普及啓発等、地域精神保健福祉活動の実践を円滑に行うため、関係機関等の連絡会議に参加しています。

実施状況

(令和5年度)

内 容	場 所	回 数	参加延人員
ケース会議 (今後の支援方針について等)	区役所 作業所・病院等	18	119

生 活 環 境 關 係

1. 環境衛生

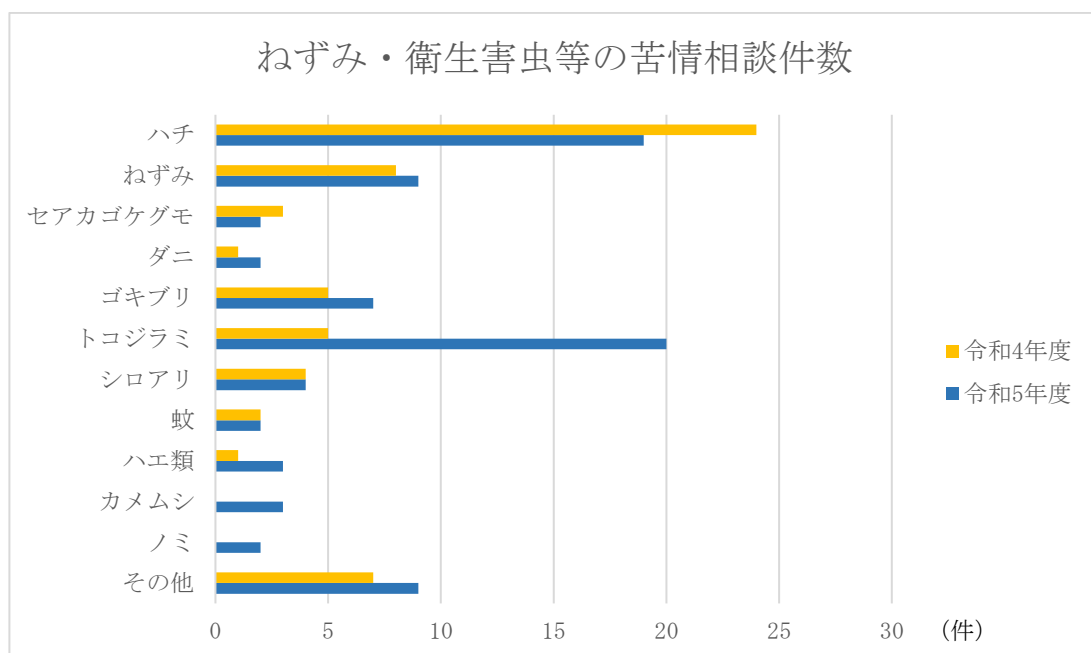
快適な生活環境の実現に向けて、ねずみ・衛生害虫などの防除相談、空地適正管理の勧奨、シックハウス症候群など住居衛生の相談に応じています。

(1) ねずみ・衛生害虫等の防除相談

大阪市では、毎年6月を「ゴキブリ防除強調月間」、12月～2月を「ねずみ防除強調期間」として市内一斉の防除を推進しています。

また、必要に応じて捕そかごや噴霧器材等の貸し出しを行っています。

令和4年度は捕そかごを2戸2個、令和5年度は1戸2個を貸し出し、噴霧器材の貸し出しはありませんでした。



(2) 生息調査

ア 蚊

最近の都市部におけるヒートアイランド現象などにより、大阪市においても熱帯性の感染症を媒介する蚊類（ヒトスジシマカ、ハマダラカなど）の生息が確認されていることから、今後の効果的な衛生害虫防除対策に資するため、5月～10月にかけて、保健福祉センターにライトトラップを設置し、蚊の生息分布状況調査を実施しています。

生息調査は1年に約25回実施し、令和4年度は54匹、令和5年度は87匹の蚊を捕獲しました。

イ ねずみ

ねずみの効果的な防除方法の確立および健康で住みよい生活環境の確保を目的として、ねずみの生息状況調査を実施しています。

(3) 衛生教育

区ホームページにおいて、害虫防除を中心とした出前講座を募集し、区民（区内在住・在勤・在学者）を対象に開催しています。

令和5年度の開催はありませんでした。

(4) 浸水対策

集中豪雨等により家屋等の浸水被害が考えられる場合は、区市民協働課を通じて浸水地区の情報を得るとともに実情を把握し、適時、消毒薬の配付を行い、消毒指導を行っています。

(5) 環境衛生関係施設

環境衛生関係施設に対する苦情・相談は保健所東部生活衛生監視事務所などに迅速に移牒し、同事務所が施設の調査および衛生指導を行っています。

令和4年度に当所で受けた苦情・相談は0件、令和5年度は6件でした。

環境衛生関係施設の業種と施設数の内訳は次のとおりです。

(令和6年3月末現在)

業種	施設数
旅館	87
興行場	4
公衆浴場	7
理容所	60
美容所	375
クリーニング所	78
遊泳場	5
温泉	1
墓地	161
納骨堂	18
獣畜飼養場	4
特定建築物	67
簡易専用水道	258
専用水道	2
浄化槽	1
国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業	121
住宅宿泊事業	52
計	1301

2. 食品衛生

(1) 食品関係の苦情相談

食中毒などの有症事例や異物混入等の相談を受け、保健所東部生活衛生監視事務所などに迅速に移牒しています。同事務所では原因究明及び再発防止のため、飲食店などの調査および衛生指導を行っています。

苦情相談件数

	令和4年度	令和5年度
食中毒・食中毒の疑い	3	0
異物混入	1	1
腐敗・変敗	0	0
かびの発生	0	0
食品の取扱い管理	0	0
施設・設備の不良	0	0
その他の相談	5	17
計	9	18

(2) 衛生教育

食品による事故の未然防止や食品衛生意識の向上を図るため、区民（区内在住・在勤・在学者）を対象に出前講座を募集し講習会を開催しています。令和4年度は17回、のべ128名、令和5年度は18回、のべ176名の方を対象に実施しました。

(3) 食中毒予防啓発

大阪市では、7月～9月の3ヶ月間で食中毒が発生しやすい条件になる日に「食中毒注意報」を発令して、消費者並びに食品等事業者の方々に対して食中毒防止に関する意識の高揚を図るとともに、食品等の衛生的な取扱いについて注意喚起しています。

食中毒注意報が発令された場合は、区役所玄関前において「食中毒注意報発令中」の掲示を行っています。また、テレホンサービス（TEL6208-0963）による24時間テープ案内のほか、大阪市ホームページ及びXでの情報提供を行っています。

令和4年度の発令回数は31回、令和5年度は32回でした。

(4) 食中毒発生状況

大阪市における令和4年の食中毒の発生は、発生件数9件、患者数96名、令和5年は発生件数12件、患者数70名でした。

病因物質は、令和4年はカンピロバクターによるものが4件と最も多く、次いでノロウイルス、アニサキスによるものが各2件、令和5年はカンピロバクターによるものが8件と最も多くなりました。

なお、令和4、5年ともに区内での食中毒の発生はありませんでした

(5) 食品衛生関係施設

食品衛生関係施設の業種と施設数の内訳は次のとおりです。（平成30年6月13日に「食品衛生法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年6月1日から食品の営業許可制度の見直しと営業届出制度が創設されました。）

（令和6年3月末現在）

業種 (旧食品衛生法に基づく 許可を要するもの)	施設 数	業種 (改正食品衛生法に基づく 許可を要するもの)	施設 数	業種 (届出を要するもの)	施設 数
飲食店営業	1547	飲食店営業	1009	魚介類販売業 (包装鮮魚介類)	2
喫茶店営業	75	調理の機能を有する 自動販売機	6	食肉販売業（包装食肉）	5
菓子製造業	134	菓子製造業	83	乳類販売業	67
あん類製造業	1	アイスクリーム類製造業	1	氷雪販売業	1
アイスクリーム類製造業	38	乳製品製造業	1	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	67
食肉処理業	5	食肉処理業	1	弁当販売業	9
食肉販売業	32	食肉販売業	24	野菜果物販売業	15
魚介類販売業	22	食肉製品製造業	1	米穀類販売業	5
食品の冷凍または冷蔵業	1	魚介類販売業	12	通信販売・訪問販売に よる販売業	2
清涼飲料水製造業	1	水産製品製造業	1	コンビニエンスストア	55
ソース類製造業	2	豆腐製造業	1	百貨店・総合スーパー	26
麺類製造業	6	麺類製造業	4	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) を除く)	35
そうざい製造業	24	そうざい製造業	24	その他の食料・飲料 販売業	173
かん詰またはびん詰食品 製造業	1	密封包装食品製造業	2	いわゆる健康食品の 製造・加工業	1
計	1889	添加物製造業	2	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く)	3
		漬物製造業	4	農産保存食料品 製造・加工業	1
		食品の小分け業	4	調味料製造・加工業	3
		計	1180	製茶業	2
				その他の食料品 製造・加工業	5
				行商	44
				集団給食施設	28
				合成樹脂製の器具、 容器包装の製造業	3
				露店、仮設店舗等におけ る飲食の提供のうち、 営業とみなされないもの	1
				その他	1
				計	554

3. 環境保全

(1) 環境保全関係の苦情相談

工場・事業場、建設作業場から排出される騒音、悪臭などの苦情相談については、迅速に環境局東部環境保全監視グループに移牒し、同グループが被害状況調査及び改善指導を実施しています。

(2) 光化学スモッグ気象情報の周知

光化学スモッグとは、工場や自動車などから排出された大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽光線（紫外線）を受けて、光化学反応を起こして生成される汚染物質（光化学オキシダント）のことであり、人の健康などに悪影響を及ぼします。高濃度になると光化学スモッグ「予報」「注意報」「警報」などが発令されます。発令された場合は、区役所玄関前において「光化学スモッグ注意報発令中」などの掲示を行っています。なお、光化学スモッグによると思われる被害の訴えなどの届出があれば、緊急調査班を編成し、環境調査・健康調査などを行っています。

令和4年度は、予報、注意報の発令ともに0回で健康被害の訴えはありませんでした。令和5年度は、予報の発令1回、注意報の発令0回で健康被害の訴えはありませんでした。

4. 狂犬病予防・動物愛護

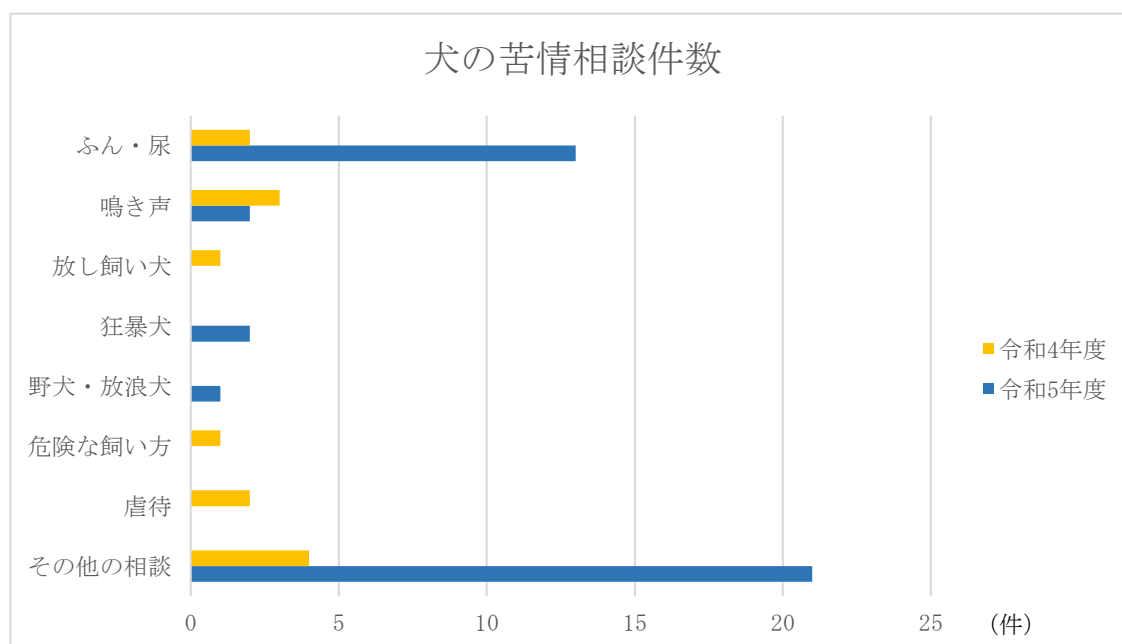
(1) 狂犬病予防

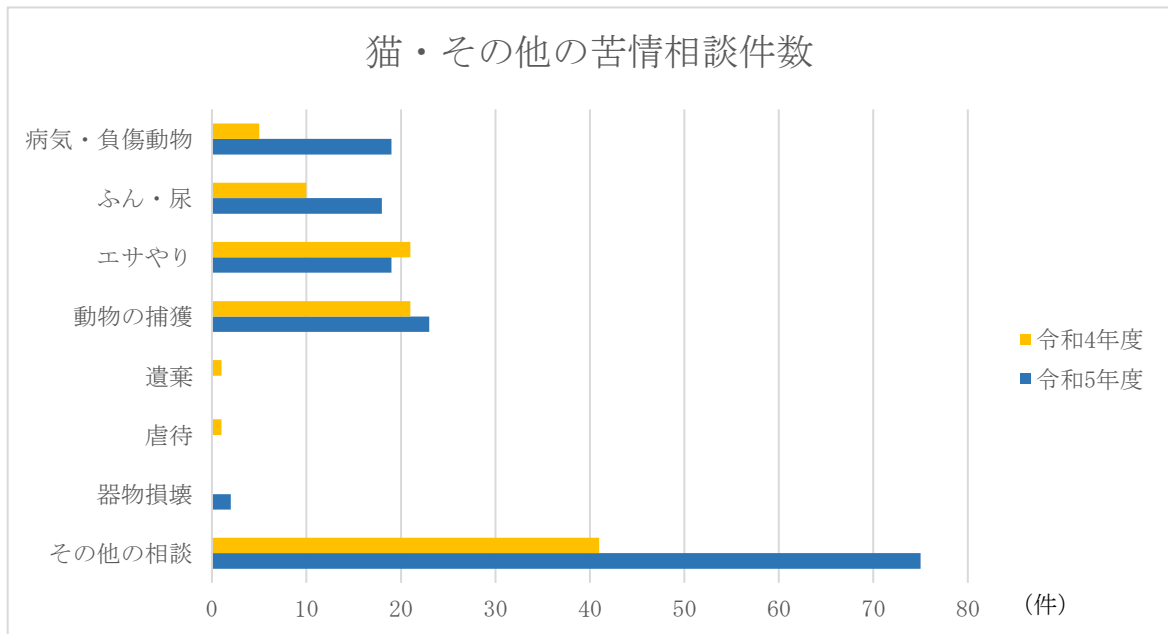
狂犬病は致死的な病であり、我が国においては、昭和 25 年に当時流行していた狂犬病を制圧するため「狂犬病予防法」が制定され、そのおかげで、昭和 32 年以降、狂犬病の発生は認められていません。しかし、世界各地ではいまだに狂犬病が猛威をふるっており、毎年約 55,000 人が死亡しています。令和 2 年 6 月には、フィリピンから来日した方が、現地で狂犬病ウイルスに感染し、国内で発症後、亡くなられた事例が発生しています。こうしたことから、日本においても狂犬病に感染した犬等が海外から侵入することが危惧されており、国内の犬等に感染事例がいつ発生してもおかしくない状況といえます。しかし、狂犬病が日本に侵入した場合であっても、できるだけ多くの犬が予防接種を受けておくことで、狂犬病の蔓延を防ぐことができます。

狂犬病予防法は、飼い犬の登録（生涯 1 回）、鑑札の装着および狂犬病予防注射（毎年 1 回）の接種義務と注射済票の装着などを規定しており、当所は飼い犬の登録および狂犬病予防注射の推進に努めています。（マイクロチップが鑑札とみなされた場合は、鑑札の装着は不要）

	令和 4 年度	令和 5 年度
新規登録犬頭数	230	320
注射済票交付数	144	186
登録頭数	2780	2901

(2) 犬、猫の苦情相談





(3) 犬、猫の正しい飼い方啓発

「動物の愛護及び管理に関する法律」や大阪市・大阪府の「動物の愛護及び管理に関する条例」では、飼い犬の係留、捨て犬の禁止および飼い犬による迷惑行為の禁止などを飼い主に義務づけています。大阪市では、毎年4月と10月を「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」と定め、広報等により飼い主に対し、犬・猫の適正飼養の啓発に努めています。

令和5年度は、区内公園などにおいてのべ12回、適正飼養について啓発を行いました。



(4) 飼えなくなった犬・猫の引き取り

「動物の愛護及び管理に関する法律」にもとづき、やむを得ず飼えなくなった場合は犬・猫を引き取っています。

令和4年度及び5年度は成犬、猫ともに引き取り実績はありませんでした。

(5) 傷病動物の収容

「動物の愛護及び管理に関する法律」にもとづき、道路や公園など公共の場所において発見された負傷動物などの収容を行っています。

令和4年度の収容頭数は、犬0頭、猫2匹、その他の動物5匹、令和5年度は、犬0頭、猫4匹、その他の動物1匹でした。